平成２２年（フ）第３０８２号
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―809号
債務者　柄本　良子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１１２号
大阪市淀川区木川東４丁目５番31―506号
債務者　安場　富也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２４号
大阪市旭区大宮３丁目２番５号ハイツハセガワⅡ403
債務者　豊川　洋章
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目11番４―507号
債務者　石瀧　訓子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５００号
大阪府大東市明美の里町21番18号フラッツ明美の里Ⅱ202号
債務者　石原　久美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３４号
大阪府守口市藤田町４丁目２番５―110号
債務者　能勢　知子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１６号
大阪府寝屋川市松屋町14番16号
債務者　福井　由美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２１号
大阪府守口市金下町２丁目１番12―303号
債務者　中平　利哉
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５７号
大阪市此花区西九条１丁目14番６号光竜グリーンハイツ207
債務者　三村　里枝
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７９号
大阪府門真市大字三ツ島1223番地の12
債務者　中島　隆志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８０号
大阪府門真市大字三ツ島1223番地の12
債務者　小林　　静（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５４号
大阪市平野区瓜破東７丁目２番５―148号
債務者　田桑美和子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８６３号
大阪市西淀川区柏里３丁目15番４―406号
債務者　海老原也恵子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３０号
大阪市東成区大今里南１丁目８番20―305号
債務者　髙橋　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０５１号
大阪市東成区玉津２丁目16番13―603号
債務者　池永　徳三
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０７４号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番５―803号
債務者　田原　修次
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１００号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目４番２―405号
債務者　新城　由希
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番１―605号
債務者　前田美代子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部